

# 自転車<sup>を</sup>安全に利用<sup>しまし</sup>よう。

ルール  
マナーを  
守ろう!



## 自転車安全利用五則を守りましょう。

### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

★例外として歩道を通行できるのは

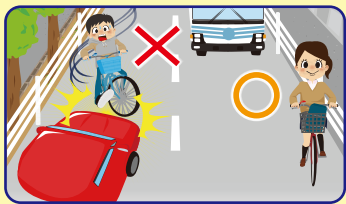
- ①「歩道通行可」の標識(右図)があるとき
- ②次の人が運転するとき
  - ・13歳未満の子ども
  - ・70歳以上の高齢者
  - ・身体の不自由な方
- ③車道または交通の状況から歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



▲自転車及び歩行者専用

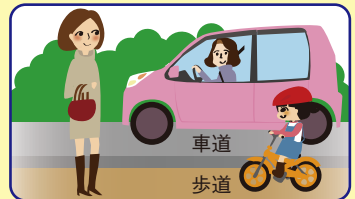
### 2 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



### 4 交通ルールを守る

**スマートフォン、携帯電話の使用禁止**  
 5万円以下の罰金

**夜間の無灯火運転の禁止**  
 5万円以下の罰金

**一時停止の遵守**  
 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

**信号の遵守**  
 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

**傘差し運転の禁止**  
 5万円以下の罰金

**イヤホン・ヘッドホンで音楽を聴く行為の禁止**  
 5万円以下の罰金

**二人乗り禁止**  
 ※16歳以上の方が6歳未満の子どもの乗せる場合などを除く  
 2万円以下の罰金又は料

**並進の禁止**  
 2万円以下の罰金又は料

### 5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

